

令和8年第8回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和8年8月4日（火曜日） 13時30分～14時16分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 刃田 寿志、 2番 矢野 弥平、 3番 竹中 裕子、 4番 田原 俊秀、
5番 吉岡 薫、 6番 高畠 千恵美、 7番 笠村 由喜、 8番 波戸崎 孝
9番 飛高 聖悟、 10番 山田 裕也、 11番 志賀 憲士、 12番 池田 駿一、
13番 山田 美之、 14番 三又 勝弘、 15番 樋口 勝典、 16番 小野 美智子

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁、 佐伯6区 石田 哲也、 佐伯10区 田村 正信、
弥生1区 一瀬 雄二郎、 本匠1区 矢野 正人、 宇目1区 岡田 安代、
蒲江1区 戸高 浩、 蒲江2区 塩月 邦彦、 蒲江3区 後藤 正

事務局： 事務局長 甲斐 宏一、 総括主幹 山田 祐郎、 副主幹 伊東 顕雄、 副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子

農政課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 20号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②非農地通知書について（米水津地区）

③農用地利用集積等促進計画（案）を定めることの要請について
（所有権移転について）

④農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

はい。

定刻になりましたので、ただいまから令和8年第8回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、17番塩月委員、16番小野委員です。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は15名です。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立したことを報告します。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりますのでお知らせします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)議案第19号から(3)その他の①非農地証明願についてまでですので、当該案件の審議が終了した推進委員は順次退席されて結構です。

それでは多田会長よりご挨拶申し上げます。

(会長)

皆様こんにちは。

暑い中、本当猛暑が続く中で、皆様ハウス、田んぼと、厳しい環境の中で作業していると思います。くれぐれも体には十分気をつけて作業していただきたいと思います。

また本日は、新農業委員推進委員になりましたの初めての委員会でございます。

いろいろ、初めての方わからない点もあると思いますけども、わからない点があったら、質問等していただければと思っております。

また台風13号が、週末にはやって来るようになっております。

沖縄方面で北上しなければいいのかなあと思っております。

大変大きいので、施設園芸の皆さん心配していると思っております。

水田農業の私どもは、雨が少し降ってくればありがたいかなと、今、心に思っております。

被害がなくて雨だけ来ればいいなと、心から思っております。

これからまた8月9月、推進委員の皆様には、農地パトロール等がありますので、この暑い中、健康にはくれぐれも十分気をつけて取り組んでいただきたいと思います。

また、午後3時から農地利用状況調査意向調査の説明会がございますので、長時間になると思いますけども、本日はよろしく願いいたしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

これより先は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

ではこれより議事進行を行います。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名したいと思います。

4 番、田原俊秀委員、5 番吉岡薫委員、お願いいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いいたします。

(事務局)

着座にてご説明させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての件数は 2 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1,732 m²です。

議案第 20 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての件数は 4 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、2,138 m²です。

議案第 19 号から 20 号に関する合計件数は 6 件、合計面積は、田が 2,289 m²、畑が 1,581 m²で、総合経営面積は 3,870 m²です。

以上のとおりです。

慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

なしとのことでございますので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案 3 ページの、3 条の 1 番について事務局の説明の後、塩月邦彦推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域以外の農地です。

譲受人は、自己所有地で野菜と栗を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人 1 人で行う予定とのことです。

売買で農地を取得した後は、梅を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 22.29a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、塩月推進委員の意見をお願いいたします。

(塩月推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

担当する推進委員からの意見が述べられました。

それでは、3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米と野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人1人で行うとのことです。

贈与で農地を取得した後は、土を譲渡人の畑から持ってきて、約30cmの盛土により、しきみを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は88.21aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、田村推進委員お願いいたします。

(田村推進委員)

譲受人は、花木、しきみ、しゃかき等栽培されるそうで、有効利用されると思いますので、特に問題ないと思います。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

はい。取引については特に問題ないと思うんですけども、写真を見る限りでは、何か木材の置き場になっていたりする感じが強くて。

今、農地で使用されているのかどうかちょっと疑問があるんですけども。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

農地としては利用されていないんですけれども、当事者同士で、その譲受人がですね、譲渡人の土地から土を持ってきて、花木・しきみ・しゃかきを作付することにより、農地を有効利用しようとしています。

以上です。

(会長)

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

わかりました。

(会長)

はい。矢野委員。

(矢野委員)

2 番矢野です。再度確認しますよ。

これは、現在農地ですか、農地じゃないですか。

もし農地でなければ 3 条のときは厳しくなります、農地でないなら。

(事務局)

農地です。

(矢野委員)

農地なら結構です。十分です。

(会長)

いいですか。他にございませんか。

なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 2 番について、賛成される方の挙手をお願いします。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第 3 条に関する 2 件の審議を終わります。

それでは、議案第 20 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議案審議いただきます。

5 条の 1 番について、事務局の説明の後、戸高浩推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。農業委員会事務局転用担当の大良です。

座って説明させていただきます。

5 条の 1 について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。

用途は、申請地に隣接する宅地、305 番の 4 を活用し、申請地と一体的に宿泊施設として利用する計画です。

申請地には宿泊施設の駐車場並びにバーベキュースペース、屋外休憩エリアを整備します。

傾斜の急な法面には観賞用の樹木などを植樹する計画です。

駐車場には来客用に 2 台分のスペースを確保します。

また、農地造成は整地工事を行います。土砂の流出、崩壊をしないように注意し施工することです。

なお、既設の倉庫は宿泊施設用の倉庫として活用いたします。

この既設の倉庫などについては、すでに転用許可を受けずに平成元年頃から利用しており、始末書が提出されております。

こちらの画面に出ておるコンクリート張りのスペースと、奥の倉庫のことです。

こちらの方、始末書が提出されております。

雨水は自然流下します。水利権はありません。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当します。

以上よろしく申し上げます。

(会長)

続きまして、戸高推進委員お願いいたします。

(戸高推進委員)

はい。特に問題はないと思います。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、5 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。飛高委員。

(飛高委員)

これは推進委員は譲受けるところの推進委員が説明するのですが、譲渡す方がするのかな。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

はい、お答えします。

説明する推進委員は属地、土地の担当地域の推進委員さんが説明いただくようにしております。

(会長)

いいですか。

はい。他にどなたかございませんか。

いいでしょうか。

はい。では意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の2番について事務局の説明の後、松本仁推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

5条の2を説明いたします。

申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地の畑となります。

申請内容は、資材置き場及び駐車場の用途によるものです。

譲受人は、現在の資材置き場が手狭となり、資材置き場が不足しておるため、新たに設置する計画です。

譲受人は申請地にケーブル類及びパイプ類の設置スペース1ヶ所、脚立等雑資材の設置スペース1ヶ所整備します。また、従業員の駐車スペースも不足しておるため、10台分を確保します。

なお、アスファルト舗装を行います。土砂の流出、崩壊をしないよう注意し、施行することです。

また、申請地の地下に下水管が設置されているため、その場所を示す支柱2本とワイヤーが設置されています。今、ちょっと見えますでしょうか、支柱と手前の丸いのが。

はい、下水管になるんです。下水管の地上の出口になるんですけど、こちらがあります。

その支柱のワイヤーは、下水管の位置を示すようなものとなっております。

なお転用許可後は、この下水管などは撤去して資材置き場として利用することです。

また、雨水は自然流下及び隣接する水路に流れます。

なお、水利権がございます。

塩屋地区土地改良区から今回の転用に同意する旨の意見書が添付されております。

許可基準は、第1種農地の許可基準に該当いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

(会長)

続きまして、松本推進委員お願いいたします。

(松本推進委員)

はい。特に問題ないと思われま。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の3番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の3について説明させていただきます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

申請の用途は一般住宅となっています。

譲受人は居住している住宅が老朽化していることと高齢ということもあり、長男の住宅付近に新居を建築する計画です。

申請地には木造平屋建、建築面積134.68㎡の住宅を建築し、駐車場として、住人用に2台、来客用に1台、計3台分の駐車スペースを確保します。

また、庭園用に庭木などを植樹する計画です。

なお、譲受人が高齢であるため、将来的には長男の子も居住する計画です。

盛土などの造成工事は行いません。

住宅を建築する際は、土砂の流出、崩壊に注意しながら施工するとのことです。

家庭排水は浄化槽で処理し、隣接する排水路に流します。

また、雨水も隣接する水路に流します。

そして、目の前の写真にあるように、こちら、ガードパイプが設置されております。

このガードパイプについて、市道側の一部をですね、転用許可後、撤去及び歩道からの進入路の設置工事を行うとのことです。

なお、市道の所管部署である佐伯市建設保全課用地管理係とは協議済みとのことです。

なお、農業委員会事務局からも、この担当課の担当に確認をしております。

水利権はございません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。

以上よろしく申し上げます。

(会長)

続きまして、一瀬推進委員お願いいたします。

(一瀬推進委員)

はい。現況のとおりですね、問題ないと思います。もう宅地的に仕上がってるんで、買う方としては問題ないんじゃないかと思うんですね。

ただこのような状態によく仕立てたなって。売る方の側のちょっと経緯を調べたいんだけど、調べられないんで。個人情報とかいろいろありますんで。

本当に畑でやってたんかなっていう気持ちはありますけども、条件的には問題ないとは思いますが。

以上です。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ないという声ございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の4番について、事務局の説明の後、濱崎推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の4について説明いたします。

申請地は、申請地より概ね300m以内に市町村役場、鶴見振興局が存在する、第3種農地です。

駐車場としての用途による申請です。

譲受人は、自身が利用する個人駐車場及び貸駐車場として利用する計画です。

申請地では自身が使用する個人用駐車スペース1台分、貸駐車スペースとして4台分、計5台分の駐車場として利用する計画です。

なお、譲受人は宮崎県延岡市在住です。

釣りを趣味としており、鶴見には月2回から4回程度、平均月2回以上訪れるとのことでした。

また、貸駐車場として申請地に看板等を設置し、利用者を募集する予定です。

造成工事は、行わないため、土砂の流出、崩壊の問題はないと思われます。

雨水は自然流下いたします。

水利権はありません。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

(会長)

担当推進委員が欠席のため、事務局より、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。では、担当推進委員、濱崎推進委員からの意見をご紹介します。

総合意見として、特に問題ないと思われることのご意見をいただいております。

よろしく申し上げます。

(会長)

推進委員からの問題なしという意見書が出ております。

ただいま事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の4番について、これより意見を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の4番について、賛成される方の、挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する4件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第19号、農地法第3条の2件につきましては、許可したいと思います。

議案第20号、農地法第5条の4件につきましては、許可したいと思います。

続きまして、その他の項の1、非農地証明についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明の後、岡田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

農業委員会三股です。非農地の担当します。どうぞよろしくお願いします。

では座って説明をいたします。

非農地証明願1番を説明いたします。

申請地の調査は7月22日に担当区の岡田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字塩見園の3筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成10年頃から耕作放棄されたため、樹木等が自生し、山林、原野化しております。現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、岡田推進委員お願いいたします。

(岡田推進委員)

非農地で良いと思います。周りにはもうこんなにどっこもなってますので。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号2番について、事務局の説明の後、矢野推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願2番の説明をいたします。

申請地の調査は7月17日に担当区の矢野推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市本匠大字風戸の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 12 年頃から耕作放棄されたため、樹木等が自生し山林化しております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-4 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、矢野推進委員お願いいたします。

(矢野推進委員)

はい。非農地にすることについて問題ないと思います。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号 2 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 3 番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 3 番の説明をいたします。

申請地の調査は 7 月 17 日に担当区の松本推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市東町の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和 44 年 6 月に住宅敷地とする農地法 4 条の許可を得て、昭和 52 年 12 月ごろに住宅を建築しました。

今回売買するにあたり、地目変更するための非農地証明願です。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、建物は老朽化に伴い令和 4 年に解体し更地となっているため、法務局から非農地証明書を添付しての地目変更を指示されたためのものです。

非農地証明書発行基準要領では、第 2 の 2 に、農地法 4 条または 5 条に規定する農地転用許可を受け、目的どおりに転用され非農地化した土地は、非農地として該当するとされております。

よって、本申請地は非農地証明書発行基準要領第 2-2 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、松本推進委員お願いいたします。

(松本推進委員)

非農地で問題ないと思います。

以上です。

(会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号4番について。

事務局の説明の後、石田哲也推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願4番の説明をいたします。

申請地の調査は7月22日に担当区の石田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字護江の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成4年8月に農地法5条の許可を得て資材置場用地に転用し、利用していました。

転用後、地目変更を行っておらず、今回売買をするにあたって、地目変更するための非農地証明願です。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、転用許可後、数年間は、資材置き場として利用されていましたが、現在は利用されておりません。

農地転用許可を受け、目的どおりに転用され、非農地化した土地であります。

本申請地の取扱いについては、先ほど申し上げましたように農地転用どおり転用され、完了した土地、に該当すると県の見解も出ております。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-2に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、石田推進委員お願いいたします。

(石田推進委員)

はい。特に問題ないと感じました。

以上です。

(会長)

事務局からの説明また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

いいでしょうか。なしとの意見がございますので取りまとめたいと思います。

それでは、番号4番について賛成される方の挙手をお願いします。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号5番について事務局の説明の後、吉良推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

非農地証明願5番の説明をいたします。

申請地の調査は7月16日に吉良推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字上岡の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和49年2月に、農地法第5条の許可を得て住宅を建築いたしました。

転用後、地目変更を行っておらず、今回売買するにあたって地目変更をするための非農地証明願です。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、転用目的どおり転用され、非農地化した土地です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-2に該当いたします。

補足説明ですが今回、非農地の3番、4番、5番とも、農地法の許可を得て転用され、通常でありますと、許可済証明書を発行することで、地目変更を行っていただいております。

現況の状況によっては、非農地証明書の発行を求められるため、今回の申請となっております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

本日担当推進委員が欠席しているため、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

すみません。

なお、推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見書が述べられました。

それでは番号5番について、これより意見等をまとめたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号5番について賛成される方の挙手をお願いいたします。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

それでは休憩せずに、引き続き審議を継続していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。では非農地通知書についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地通知書について、米水津地区についてを説明いたします。

非農地通知書については、毎年実施をしております利用状況調査の結果に基づき、地域を定め、計画的に非農地判断をし、非農地通知書を発行しております。

今回の非農地通知につきましては、米水津地区の非農地判断です。

米水津地区は、令和3年11月に非農地通知書を交付しておりますが、それ以降の非農地判断です。

では、資料1ページをご覧ください。

非農地通知の送付大字別一覧表ですが、米水津大字浦代浦ほか4地区で合計114筆、合計面積は6万5,955.44㎡で、送付予定者人数は74人です。また、農振地域・農用地区域内の農地につきましては66筆、3万8,875.17㎡です。

なお、土地の所有者が死亡・不明者分につきましては301筆、20万3,530.51㎡です。

では、今回送付予定の土地の位置図、現況写真を抜粋し9ヶ所投影いたしますのでご覧ください。

では、まず非農地通知の1番目、議案資料の2ページの名簿2番、大字浦代浦、現況山林原野。続きまして非農地通知2番、名簿20番、大字浦代浦、現況山林原野。

3番目は34番、大字色利浦、現況山林。

4番目は、3ページの53番、大字色利浦、現況山林原野。

5番目は59番、大字色利浦、現況山林原野。6番目は64番、大字宮野浦、現況山林原野。

7番目は、名簿4ページの75番、大字宮野浦、現況山林。

8番目が99番、大字竹野浦、現況山林原野。9番目は106番、大字小浦、現況山林原野。

いずれも山林化原野化しております。

以上です。

承認方よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より米水津地区の非農地通知について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、非農地通知、米水津地区について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で、非農地通知米水津地区の審議を終わります。

続きましてその他の項目3、農用地利用集積等促進計画案を定めることの要請についてを議題いたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について説明させていただきます。

表紙の裏の、まず1ページ目をご覧ください。

今回、田が1筆、畑が4筆、計5筆、合計6,893 m²の所有権移転になります。

2ページ目をご覧ください。

今回公社の方から譲受人の方に売買する計画案となります。場所は木立での売買になっております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

ただいま事務局より、農用地利用集積等促進計画案の説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ないでしょうか。

はい。なしという意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画案を定めることの要請について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案を定めることの要請について、審議を終わります。

続きまして、その他の項目4、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは、農政課より説明をお願いいたします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和8年10月1日開始分の20件になります。

内訳としまして、契約期間6年のもの、契約更新で登記地目田、11筆1万288 m²。

契約期間10年のもの、更新で登記地目田5筆7,759 m²、登記地目畑2筆1,922 m²。

契約更新で登記地目田2筆2,927 m²。

以上、合計20筆、面積が2万2,896 m²となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ないですか。

はい。それではなしとの意見でありますので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程を終了いたします。

これをもちまして、令和８年第８回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(14 時 16 分閉会)